

経 済 産 業 省

20160729産第9号

平成28年8月2日

計量行政審議会

会長 内山田 竹志 殿

経済産業大臣 林 幹雄

計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第157条第3号の規定に基づき、次のとおり諮問
します。

同法第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の実施について、
別紙のとおりとすることいかん。

諮問の内容

- | | |
|----------------------------|-------------|
| 1 . トルク | 校正等の実施 |
| 2 . 流速 (気体大流速) | 校正等の実施 |
| 3 . 電界の強さ | 校正等の実施 |
| 4 . 空気カーマ率 | 校正等の実施 |
| 5 . 標準物質 (p H 標準液以外の標準液) | 標準物質の値付けの実施 |

1. トルク

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するトルク標準機群による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	参照用トルクメータであって、校正範囲が0.1 N・m以上5 N・m未満のもの及び参照用トルクレンチであって、校正範囲が0.1 N・m以上5 N・m未満又は1kN・mを超え5 kN・m以下のもの

2. 流速（気体大流速）

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管する気体流速校正設備による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	ピトー静圧管であって、校正範囲が40 m/s以上90 m/s以下のもの

3 . 電界の強さ

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管する標準アンテナ群による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	電界プローブであって、電磁波の周波数が20 MHz以上2 GHz以下の場合において、電界の強さが10 V/mのもの

4 . 空気カーマ率

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するグラファイト壁空洞電離箱式照射線量計設定装置による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	カーマ率校正用の井戸型電離箱式線量計であって、線源の核種がイリジウム192の場合において、校正範囲が空気カーマ率について5 mGy/h以上70 mGy/h以下のもの

5 . 標準物質 (pH 標準液以外の標準液)

(1) 特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質 (法第 1 3 5 条第 1 項)
全有機体炭素標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

(2) (1) の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施 (法第 1 3 5 条第 1 項)	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	全有機体炭素標準液であって、濃度が 1 g/L のもの

平成28年8月3日

計量行政審議会

計量標準部会長 高増 潔 殿

計量行政審議会

会長 内山田 竹志

諮問「計量法第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の実施について」の付託について

別紙のとおり、平成28年8月2日付け20160729産第9号をもって経済産業大臣から計量行政審議会会長に諮問がなされたので、計量行政審議会運営規定第8条に基づき、下記のとおり本諮問を計量標準部会に付託します。

記

- | | |
|---------------------------------|--------|
| 1. トルク | 校正等の実施 |
| 2. 流速（気体大流速） | 校正等の実施 |
| 3. 電界の強さ | 校正等の実施 |
| 4. 空気カーマ率 | 校正等の実施 |
| 5. 標準物質（pH標準液以外の標準液）標準物質の値付けの実施 | |